

障害福祉サービス事業所等感染症対策支援事業費補助金交付要綱

令和2年9月17日
福祉保健部障がい福祉課

(趣旨)

第1条 県は、感染症対策を徹底しつつ障害福祉サービスを継続的に提供するための支援及び、サービス利用休止中の利用者に対する利用再開に向けた働きかけや感染症防止のための環境整備の取組について支援するため、予算で定めるところにより補助金を交付するものとし、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱」（令和2年6月25日付け障発0625第2号。以下「国実施要綱」という。）、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱」（令和2年6月30日付け厚生労働省発子0630第2号・厚生労働省発障0630第1号・厚生労働省発老0630第1号厚生労働事務次官通知。以下、「国交付金交付要綱」という。）及び宮崎県補助金等交付規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 別紙の「対象事業所」のいずれかに該当する者。
- (2) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び基準単価等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及び基準単価等は、別紙のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

2 交付申請は、交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付の上、事業完了後に一括して県に提出するものとする。

- (1) 事業所・施設別実績額一覧（別記様式第2号）
- (2) 事業実施実績書（別記様式第3号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 前項の申請期限については、別に定めるものとする。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて補助事業により取得した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (6) 補助事業に係る関係書類の保存については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (7) 前条第1項ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が、実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- (8) 前条第1項ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をし、その後において、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、その金額を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第4号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。
- (9) その他国実施要綱、国交付金交付要綱、規則及びこの要綱の定めに従うこと。
- (10) 事業を行う者が、(1)から(9)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(申請の取下げのできる期限)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定及び確定通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第8条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、交付申請と合わせて行うものとする。

(書類の提出部数等)

第9条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1部とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月17日から施行し、令和2年度の予算に係る障害福祉サービス事業所等感染症対策支援事業費補助金から適用する。